岐阜県公報

号外 (一)　令和八年十一月五日

目　次

告　示
○知事指定薬物の指定の失効　（薬務水道課）　一ページ

告　示

岐阜県告示第五百四号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。）第十条第一項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年十一月五日

岐阜県知事　江　崎　禎　英

一　失効する知事指定薬物の名称

1　Ｎ－エチル－二－（五－メトキシ－一Ｈ－インドール－三－イル）－Ｎ－メチルエタン－一－アミン及びその塩類
（通称　五－ＭｅＯ－ＭＥＴ）

2　Ｎ－エチル－二－｛五－ニトロ－二－【（四－プロポキシフェニル）メチル】－一Ｈ－ベンゾ【ｄ】イミダゾール－一－イル｝エタン－一－アミン及びその塩類
（通称　Ｎ－Ｄｅｓｅｔｈｙｌ－ｐｒｏｔｏｎｉｔａｚｅｎｅ）

3　（一αＨ・五αＨ）－トロパン－三α－イル　二－フルオロベンゾエート及びその塩類
（通称　二－Ｆ－ｔｒｏｐａｃａｉｎｅ）

二　失効の理由

当該知事指定薬物が条例第二条第五号に掲げる薬物に該当するに至ったため。

三　指定の効力を失う日

令和八年十一月六日

岐阜県公報　号外　毎週（火曜日・金曜日）発行　（休日に当たるときは翌日）　令和八年十一月五日

令和八年十一月五日発行

発行者　岐阜県

岐阜市薮田南二丁目一番一号

発行所　岐阜県庁

編集　岐阜市三輪ぷりんとぴあ十三一一　岐阜文芸社